

## 2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備業務に係る公募要領

本業務は、2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）基本計画及び2021年度に実施した「2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務」（以下「基本設計」という。）に基づき公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「本協会」という。）にて情報通信インフラ整備業務を実施するにあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に業務を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

### 1 業務名称

2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備業務

### 2 趣旨・目的

大阪・関西万博では、大阪・関西万博基本計画において、世界から多くの人の参加を促し、また、未来社会の一端を体験できる会場となるよう、ICT（情報通信技術）を効果的に活用することとしており、「来場者の利便性や快適性の向上」、「会場運営の効率化と安全性の確保」、「多様な参加と得られたデータの社会還元」を実現するサービスを提供するため、会期中を通じて会場内を流通するデータをセキュアかつ止まることなく安定的に伝送する情報通信インフラを整備する必要がある。

2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備業務は大阪・関西万博の開催に向けて本協会が過年度から進めてきた「ICT 基本計画策定業務」及び基本設計をもとに、万博会場にて提供される各サービスに必要な情報通信インフラに関する一連の業務を行うものである。

### 3 業務内容

本業務に含まれる個別業務は以下のとおりである。なお、以下に示す各個別業務の予定期間は本協会が本公募開始時点で想定する日程であり、実際の期間については契約時に改めて協議を行い決定する。各個別業務の詳細については「2025年日本国際博覧会 情報インフラ整備業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (1) 情報通信インフラ実施設計業務

契約内容：情報通信インフラの構築、運用保守等に関する詳細内容の設計

予定期間：契約締結後 ～ 2023年12月31日

#### (2) クラウド接続環境構築保守業務

契約内容：クラウド接続用機器の整備及び保守運用業務

予定期間：契約締結後 ～ 2025年12月31日

#### (3) 情報通信インフラ構築業務

##### 1. 情報通信インフラ構築業務（通信配線）

契約内容：会場内情報インフラ（通信配線）構築工事

予定期間：2023年10月1日 ～ 2024年9月30日

##### 2. 情報通信インフラ構築業務（通信設備）

契約内容：会場内情報インフラ（通信設備）敷設工事

予定期間：2023年10月1日～2024年9月30日

(4) 情報通信インフラ運用保守業務

契約内容：会場内情報インフラの運用保守委託業務

予定期間：2024年10月1日～2025年12月31日

(5) 情報通信インフラ撤去業務

1. 情報通信インフラ撤去業務（通信配線）

契約内容：会場内情報インフラ（通信配線）の撤去作業及び処理業務

予定期間：2025年10月14日～2026年3月31日

2. 情報通信インフラ撤去業務（通信設備）

契約内容：会場内情報インフラ（通信設備）の撤去作業及び処理業務

予定期間：2025年10月14日～2026年3月31日

#### 4 支払方法

(1) 情報通信インフラ実施設計業務

業務終了後に一括して支払い。

(2) クラウド接続環境構築保守業務

環境構築費は、業務終了後に一括して支払い。

運用保守費は、年度毎に支払い。

(3) 情報通信インフラ構築業務

1. 情報通信インフラ構築業務（通信配線）

業務終了後に一括して支払い。

2. 情報通信インフラ構築業務（通信設備）

業務終了後に一括して支払い。

(4) 情報通信インフラ運用保守業務

年度毎に支払い。

(5) 情報通信インフラ撤去業務

1. 情報通信インフラ撤去業務（通信配線）

業務終了後に一括して支払い。

2. 情報通信インフラ撤去業務（通信設備）

業務終了後に一括して支払い。

## 5 提案金額の上限額

全ての個別業務及び関係サービス類の提案金額合計の上限は 38 億円（税込）とする。

## 6 スケジュール

2022 年 10 月 6 日（木）	公募開始
2022 年 10 月 20 日（木）	事前審査書類締め切り
2022 年 10 月 26 日（水）	質問締め切り
2022 年 11 月 2 日（水）	質問回答
2022 年 11 月 11 日（金）	応募書類提出締め切り
2022 年 11 月下旬	選定委員会・プレゼンテーション
2022 年 12 月上旬	審査結果の公表
2022 年 12 月下旬	基本契約締結予定
2026 年 3 月 31（火）	業務終了

## 7 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 電気通信工事業における経営事項審査総合評定値（P 点）1,070 点以上であること。なお、公募参加時点で最新の経営事項審査の総合評定通知書の数値を採用すること。

(6) 特定建設業の許可を取得していること。

(7) 「電気通信工事」に係る「監理技術者」を配置できること。監理技術者は以下の要件を満たすこと。

ア 落札決定日現在で他の工事に従事していないこと

イ 入札参加申請日現在において、常勤の自社工員（在籍出向、派遣社員は認められない。）であり、かつ、入札参加資格申請書提出時において、代表構成員と3カ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

#### (8) 共同企業体に係る事項

ア 構成員が分担する業務は協定書において明確にし、一つの分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

イ 代表者は指名を受けた企業とし、協定書においてもその旨を明らかに規定すること。

ウ 特定建設工事共同企業体の出資比率について最小限度基準は、2社による場合は最低30パーセント、3社による場合は最低20パーセントとする。

## 8 応募手続

本業務の提案に参加を希望する者は、以下の手順に従って手続を進めること。

### (1) 公募要領の配布

ア 配布期間

2022年10月6日（木）から2022年11月11日（金）まで

イ 配布方法

本協会ホームページからダウンロードで配布する。郵送による配布は行わない。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ウ 配布物

- ・公募要領
- ・応募申込書（様式1）
- ・秘密保持誓約書（様式2）
- ・誓約書（様式3）

### (2) 事前審査書類の提出

本事業の提案に参加を希望する者は、事前審査書類を送付すること。本協会は、事前審査の結果、参加資格を有すると認められる者に限り仕様書等を順次開示する。

※受付期間中は、再審査の申請を認める。

※秘密保持誓約書については、共同企業体で参加を予定する場合は構成員ごとに提出すること。

※各事前審査提出書類においては、構成員の数に応じて、適宜記載枠を追加すること。

ア 受付期間

2022年10月6日（木）から2022年10月20日（木）17時必着

イ 提出書類

9項の(1)のとおり。

ウ 提出方法

電子メールにて、必ず受付期間中に電子メール（送信先：ict-infra-proposal@expo2025.or.jp）にて、上記提出書類ファイルを送信すること。持参による提出は不可とする。

### (3) 仕様書類等の開示

本協会は事前審査書類を受付期間内に提出した者に対し、受領後に書類不備がないこと及び公募参加資格を有していることを確認した後に、参加資格の有無をメールにて通知する。本協会が参加資格を有すると認める者に限り、仕様書類等の開示物を DVD により配布する。

DVD を受け取りに来る者は上記参加資格の通知の写し、身分証明書の写し（免許証等顔写真入りのもとし、社員証など会社名がわかるものは認めない。）、新品の DVD-R を 1 部持参すること。なお、提供資料は、本業務の応募書類作成にのみ使用すること。また、DVD-R の準備には数時間程度の待ち時間が発生する可能性があるため、事前に留意すること。

#### ア 受取期間

2022 年 10 月 6 日（木）から 2022 年 10 月 26 日（水）17 時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）

#### イ 提供方法

仕様書類等の開示物に関するデータを格納した光学記録媒体（DVD-R）を配布。

#### ウ 受取場所

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会総務局調達部契約課（担当：榊、大畑）  
住 所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階  
電話番号：06-6625-8657

#### エ 開示物

- ・仕様書類（仕様書、仕様書別紙 1）
- ・【別表 1】評価基準表
- ・【別添 1】企画提案書作成要領
- ・【別添 2】積算内訳書作成要領
- ・【別添 3】関係サービス類費用内訳書作成要領
- ・【別添 4】個別契約書 設計業務（案）
- ・【別添 5】個別契約書 工事業務（案）
- ・【別添 6】個別契約書 保守業務（案）
- ・応募金額提案書（様式 4）
- ・積算内訳書（様式 5）
- ・関係サービス類費用内訳書（様式 6）
- ・共同企業体届出書（様式 7）
- ・共同企業体協定書（写し）（様式 8）
- ・セキュリティ要件一覧表（様式 9）
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 10）
- ・配置技術者調書（様式 11）
- ・使用印鑑届（様式 12）
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 13）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 14-1、14-2）
- ・質問表（様式 15）

### (4) 質問の受付及び回答

#### ア 質問受付期間

2022年10月6日（木）から2022年10月26日（水）17時まで

#### イ 質問提出方法

電子メール（アドレス：ict-infra-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

件名に「【質問】2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備業務」と明記し、質問内容を質問票（様式15）に記載して添付すること。口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可とする。

#### ウ 回答方法

質問への回答は電子メールにより行う。

### (5) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

2022年10月6日（木）から2022年11月11日（金）17時必着

#### イ 提出方法

提案時に必要な書類（紙、電子媒体に収納したファイル）は郵送により提出すること。（持参による提出は不可）。また、必ず受付期間中に、電子メールにより、本協会 ICT 部メールアドレス（ict-infra-proposal@expo2025.or.jp）に、提案時に必要な書類のデータを送信すること。

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

#### ウ 提出書類

9項の（2）のとおり。

### (6) 公募参加しない場合

事前審査書類を提出し開示物の配布を受けた後に公募参加を行わない場合は、2022年11月11日（木）までに理由とともに公募参加しない旨を ict-infra-proposal@expo2025.or.jp 宛に電子メールで通知すること。また併せて秘密保持誓約書の第2条に従い、配布を受けた開示物を返却すること。また、開示物の印刷物及び複製データの適切な廃棄を実施し、遅滞なく本協会へ書面にて報告すること。

### (7) 提出先

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会 ICT局 ICT部（担当：田中）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

### (8) 費用負担

提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

## 9 提出書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

### (1) 事前審査書類

ア 応募申込書（様式1：PDF形式）

イ 秘密保持誓約書（様式2：PDF形式）

※共同企業体で参加を予定する場合は構成員ごとに提出すること

ウ 誓約書（様式3：PDF形式）

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）（写し 1 部：PDF 形式）

## (2) 応募書類

ア 企画提案書（様式任意：原本 1 部、副本 10 部、電子データ 1 式）

【別添 1】企画提案書作成要領に従い作成し、表紙及び目次を含め A4 判の用紙 100 ページ以内で冊子としてまとめること。A3 判用紙を使用した場合は A3 判 1 ページを A4 判 2 ページ分として換算し、織り込み A4 サイズにすること。書類が複数ページとなるものは極力両面印刷を行い、省資源化に努めること。また、副本の記載内容において提案者の企業名、社章等の提案者が特定できる記載を削除することとし、副本表紙及び副本内各書類の提案者名記載箇所には事前審査書類提出後に本協会から通知する受付番号を記入すること。

電子データは応募書類の原本及び副本を PDF 化したものを提出すること。提出媒体は電子メールとし、「件名」に「【提案書類】2025 年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備事業」と明記し、メール本文に受付番号、提案者名を必ず明記すること。

イ 応募金額提案書（様式 4：原本 1 部、副本 10 部、PDF 形式）

提案金額欄に提出する提案の実現に必要な提案金額合計を記載し、内訳欄に各個別業務の提案金額並びに関係サービス類の合計金額を記載すること。提案金額合計と内訳の合計金額が一致すること。

ウ 積算内訳書（様式 5：原本 1 部、副本 10 部、PDF 形式及び Excel 形式）

【別添 2】積算内訳書作成要領に従い作成し、個別業務単位で必要となる費用を所定の項目単位で記入すること。個別業務の総額がイの応募金額提案書の内訳における個別業務の合計金額（①小計（基本契約金額））と一致していること。

エ 関係サービス類費用内訳書（様式 6：原本 1 部、副本 10 部、PDF 形式及び Excel 形式）

【別添 3】関係サービス類費用内訳書作成要領に従い作成し、サービス毎に各請求年度の欄に該当年度で必要となる費用合計額を記入すること。全サービスの総額がイの応募金額提案書の内訳における関係サービス類合計金額（②関係サービス類（協会直接支出））と一致していること。

副本の事業者名欄には受付番号を記入しなければならないが、関係サービス類費用内訳書に記載するサービス名称は実際のサービス名称を記載すること。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 7：原本 1 部、PDF 形式）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 8：副本 1 部、PDF 形式）

カ セキュリティ要件一覧表（様式 9：原本 1 部、副本 10 部、PDF 形式及び Excel 形式）

キ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 10：原本 1 部、副本 10 部、PDF 形式及び Excel 形式）

## (3) 選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）

ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）

イ 法人登記簿謄本（1 部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から 3 カ月以内のもの

ウ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

エ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

オ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

- ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
- ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 財務諸表の写し（各1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

キ 配置技術者調書（様式11：原本1部）

ク 使用印鑑届（発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書を添付）（様式12：原本1部）

ケ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式13：原本1部）

コ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式14-1、14-2：原本1部）

(4) 提出書類の扱い

- ア 提出書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- イ 提出書類は本公募に係る手続き、審査及び契約目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ウ (2) イ ①の企画提案書は基本契約の仕様として添付する。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 書類提出後の差し替えは認めない（本協会が補正等を求める場合を除く）。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。
- エ 提案内容の審査を経て契約候補者とならなかった提案者は、秘密保持誓約書の第2条に従い、配布を受けた開示物を返却すること。また、開示物の印刷物及び複製データの適切な廃棄を実施し、遅滞なく本協会へ書面にて報告すること。

## 10 説明会

実施しない。

## 1.1 提案内容の審査

提出された提案内容の審査については選定委員会が行い、最優秀提案者を決定する。最優秀提案者は契約候補者となる。

### (1) 審査方法

選定委員会による審査を行い、下記に示す技術点及び価格点の合計得点が最も高いものを最優秀提案者として決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は提案金額合計の安価な者を最優秀提案事業者とする。

#### ア 技術点の評価

選定委員会委員が「評価基準表（別表1）」に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点を技術点（小数点第3位以下は切り捨て）とする。技術点の満点は700点とする。また、評価基準表（別表1）において1項目でも0点がある場合にも失格とする（ただし、提案依頼項目に「任意」とある項目については0点でも失格とはしない）。

#### イ 価格点の評価

提案者が提出した応募金額提案書の提案金額合計を下記の方法で算出した点数を価格点とする。価格点の満点は300点とする。提案金額合計が提案金額の上限金額を超えた場合は失格とする。

価格点 = (最低提案金額 / 提案金額合計) × 300点（小数点第3位以下は切り捨て）

※最低提案金額は失格となった提案者を除く全ての提案者の中で示された最も安価な提案金額合計とする。

#### ウ 審査における留意事項

- ① 審査は書類審査にて行う。提案者は仕様書類を熟読し、提案者が持つ能力、ノウハウを活用して提案書類を作成すること。
- ② 選定委員会が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設ける。プレゼンテーションの実施日時、方法は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。
- ③ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ整備業務 企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
- ② 全提案事業者の名称
- ③ 全提案事業者の評価点 ※応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

### (3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停

止等の措置を講ずることとする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 1 2 契約に関する事項

本整備業務に関する契約については、契約期間を契約日から 2026 年 3 月 31 日（予定）の間の基本的事項を規定する基本契約と、「3 業務内容」に記載の項目を単位とした個別契約に分けて締結する。また、関係サービス類の契約については提案内容に基づき、当該サービスのサービス提供事業者から改めて見積書の提出を受け、当該の事業者と本協会の間でサービスの契約を行うものとする。

### (1) 手続きに関する事項

ア 契約候補者と本協会との間で協議を行い、基本契約並びに個別契約を締結する。

イ 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、本協会は契約を締結しない。

ウ 契約交渉の相手方が、契約候補者として決定した日から基本契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

エ 契約交渉の相手方が、契約候補者として決定した日から基本契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、本協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

オ 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

① 契約の相手方が保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

③ 契約の相手方が、過去 2 年の間に本協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

④ 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 基本契約に関する事項

#### ア 契約書

本公募の仕様書並びに契約候補者が提出した提案書類を契約仕様とする。ただし、提案書類の内容についてより具体的に定めることが必要と判断された場合の内容の追記、提案があったが協会として不要と判断する内容の削除等、契約候補者と本協会が協議のうえ契約書を作成するものとする。

## イ 契約金額

契約金額は提案金額合計を基に契約候補者と本協会が協議し決定する。なお、契約金額は各個別契約の合計額の上限額として定めるものであり、個別契約の契約額を確定するものではない。

### (3) 個別契約に関する事項

#### ア 契約書

基本契約書に基づき、個別契約単位での契約内容および詳細な仕様等を各契約の開始前に契約候補者と本協会が協議のうえ決定し、契約を締結する。契約書（案）については【別添 4】個別契約書 設計業務（案）、【別添 5】個別契約書 工事業務（案）、【別添 6】個別契約書 工事業務（案）を参照のこと。

基本契約と個別契約で内容に相違が発生した場合は基本契約の内容にかかわらず個別契約の内容が優先するものとする。また、個別契約に記載がない内容については基本契約に基づくものとする。

個別契約の内容は仕様書類並びに契約候補者が提出した提案書類の内容を基とするが、契約時点での会場設計等の状況、当該契約前に実施の個別契約の内容（特に情報通信インフラ実施設計業務の検討内容、結果）、市場動向等を踏まえ、内容の変更を協議し決定する。

#### イ 契約金額

各個別契約の契約金額は入札時に提示した当該個別業務の提案金額を踏まえ、契約書及びその仕様書類で定めた内容を基に契約候補者と本協会が協議し決定する。また、明らかに追加工程とみなすことができない限り、提案と実際の契約仕様との変更内容にかかわらず原則として全ての個別契約の合計額は基本契約に記載の金額を超えることはできない。

#### ウ 関係機器の提案及び契約

情報通信インフラ構築工事では関係機器及び部材を含めた提案を行った場合、下記の事由により個別契約では関係機器の一部を除いて契約を行う場合がある。提案のあった一部の機器や部材を個別契約の対象外とする場合は、提案金額から対象機器を除いた金額で契約を行うものとし、基本契約に記載の個別契約合計の上限額についても同金額を減額して変更契約を行うものとする。

- ① 協賛により関係機器および部材と同等の性能を持つ機器、部材の提供を受けた場合。
- ② 提案された関係機器および部材より安価に調達できると本協会が判断した場合。

### (4) 関係サービス類の契約に関する事項

契約候補者が提案した関係サービス類の契約については、提案内容に基づき提案書類に記載の当該サービスの提供者または契約の代理を行うもの（以下「サービス契約者」という。）と本協会が直接行うものとする。提案においては以下を遵守すること。

ア 提案者は関係サービス類に係る提案内容を関係サービス類費用内訳書（様式 6）に必要事項を必ず記載すること。記載にあたっては【別添 3】関係サービス類費用内訳書作成要領を参照のこと。ただし、関係サービス類で契約候補者が個別契約内に含めて契約できる場合は関係サービス類から当該のサービスを除いてよいものとし、その費用は全て個別契約の提案金額に含めて提示しなければならない。

イ 関係サービス類の契約にあたり、万一、サービスに係る提案内容をめぐってサービス契約者と本協会との合意が成立せず契約を締結することができない事態となった場合には、契約候補者の責任において解決策を講じ、遅滞なくサービスが提供されるよう対処すること。

ウ 仕様書内にある関係サービス類及びその条件は本協会が想定する内容である。提案においては提案者が本業務を踏まえて必要と考える全ての関係サービス類、条件を踏まえて提示する必要がある。

エ 関係サービス類で各種の割引制度を適用し提案金額を見積もる場合には、確実に当該割引制度が適用できる内容のみ適用して提案金額を見積もること。また、違約金等の費用が発生しないことを提案の条件とする。

オ 関係サービス類の提案を求めるが、下記の事由により契約を行わない場合がある。

- ① 協賛により提案のあった関係サービスと同等のサービスの提供を受けた場合。
- ② 提案された関係サービスより安価に調達できると本協会が判断した場合。

### 13 その他

(1) 応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書類を熟読し遵守すること。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等を遵守すること。

(3) 提案者（複数の構成員から構成されるときは、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行にあたっては、本協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード（※）」などの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。（※） [https://www.expo2025.or.jp/wp/wp\\_content/uploads/220630\\_procurement\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp_content/uploads/220630_procurement_code.pdf)